

## 5. 騒音・振動・悪臭、地盤沈下、廃棄物関係資料

表5-1 道路に面する地域に係る環境基準

(中央値)

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A) 以下	50デシベル(A) 以下	45デシベル(A) 以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A) 以下	55デシベル(A) 以下	50デシベル(A) 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A) 以下	60デシベル(A) 以下	55デシベル(A) 以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A) 以下	65デシベル(A) 以下	60デシベル(A) 以下

(注) A地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係るの環境基準値がそのまま適用される。  
時間の区分は、一般地域に係るの環境基準と同様である。

表5-2 自動車騒音の要請限度

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(注) 区域の区分、時間の区分は「特定工場等の規制基準」の例による。